

ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わって養育している方に対して、「行田市ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。

手当を受けるためには申請が必要となりますので、手当の対象となる方で申請をされていない方は子ども未来課で手続きを行ってください。

▶**対象** 本市に住居登録している方で、次のいずれかに該当する義務教育就学中のお子さんと同居し、監護している保護者

- ①父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ②父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
- ③母が婚姻によらずに出産したお子さん

▶**支給額**

- ・①の方…お子さん一人につき月額6,000円
- ・②③の方…お子さん一人につき月額3,000円

▶**支給時期** 7月、11月、3月※4カ月分ずつ支給

▶**次のような場合は受けられません**

- ・生活保護を受給している場合
- ・保護者の令和2年度(8月から翌3月までの)手当については令和3年度)の市民税所得割が課税されている場合

▶**留意事項**

- ・手当は申請をした月から対象となります。
- ・既に手当を受給している方でも、4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、申請が必要となります。

▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

国民健康保険の届け出はお早めに

就職などにより職場の健康保険に加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出ください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず届け出をお願いします。届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

▶**届け出に必要なもの**

【国民健康保険加入の場合】

- ・社会保険資格喪失証明書または被扶養者資格喪失証明書、退職証明書、離職票のいずれか1つ
- ・年金手帳(20歳～59歳の方)
- ・顔写真付き身分証明書
- ※顔写真付きの証明書ををお持ちでない場合は、年金手帳、通帳などの書類2つ以上
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と加入する方全員分)

【国民健康保険脱退の場合】

- ・新しい健康保険証と国民健康保険証(脱退する方全員分)
- ・顔写真付き身分証明書
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と脱退する方全員分)

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)



令和3年度 行田市奨学生を募集します

市では、学資金の一部を奨学資金として支給します。

▶**受給資格** 次に掲げる要件に全て該当する方

- ①市内に6カ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方
- ②正規の修学年限の勉学に耐えられる方
- ③修学の意欲があるのに経済的な理由で修学が困難な方
- ④同種の奨学資金を受けていない方

▶**給与金額** 月額1万円

▶**願書に添付する書類**

- ・奨学生願書
- ・奨学生調書(前学年のもの)
- ・在学証明書(令和3年4月1日以降のもの)
- ・住民票謄本(令和3年4月1日以降のもの)
- ・収入のある同居の家族全員分の令和2年分源泉徴収票または確定申告書控、令和3年度市県民税申告書写し(コピー可)のいずれか1つ
- ・同意書

▶**申込期間** 4月1日(木)～23日(金)

▶**その他** 受給者は、奨学生選考委員会で選考します(成績や所得などの要件あり)。

▶**申し込み・問い合わせ** 教育総務課総務担当 ☎556-8311

令和4年の成人式のお知らせ 新成人を祝う会実行委員を募集します

市では、二十歳を迎える皆さんの門出を祝福するため、「新成人を祝う会」を開催しています。令和4年は次のとおり実施する予定です。

▶**開催日時** 令和4年1月9日(日)午後1時(正午から受け付け)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、2部制で開催するなど変更がある場合は、決まり次第、市報ぎょうだなどでお知らせします。

▶**場所** 産業文化会館ホール

また、この催しの企画・運営は「新成人を祝う会実行委員会」が行っています。「思い出に残る成人式を自分たちの手で作り上げたい」という方は、ぜひご応募ください。

▶**実行委員会回数** 7回程度

▶**時間** 午後7時～9時

▶**場所** 産業文化会館会議室

▶**対象** 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

▶**募集人数** 5人程度

▶**申し込み** 4月5日(月)までに住所、氏名、電話番号、生年月日、出身中学校を明記の上(様式自由)、FAXまたはEメールにより提出してください。【FAX】556-0770【Eメール】hito@city.gyoda.lg.jp ※電話による申し込みも可

▶**問い合わせ** ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

チャレンジショップ出店者を募集します

市内での創業を希望している方に試験的に営業するための店舗を期間限定で提供し、経営ノウハウを習得しながら営業する「チャレンジショップ事業」の出店者を募集します。チャレンジショップの家賃は市が負担するため、少ない開業資金で出店することができます。また、経営の専門家のアドバイスも受けられるので安心です。

▶**募集期間** 3月15日(月)～4月14日(水)※土・日曜日、祝日を除く

▶**応募資格**

- ・市内に住所を有し、市内で新たに創業しようとしている方
- ・創業する業種が許認可を必要とする場合は当該許認可を受けている方
- ・市税を滞納していない方
- ・5月31日(月)までに営業開始できる方

▶**利用対象業種** 小売業またはサービス業(飲食業不可)

▶**店舗概要**

- 住所 行田1-9
- 建物構造 2階建(チャレンジショップは1階部分のみ)
- ※店舗の見学を希望する場合は問い合わせください。

▶**その他** 出店にかかる諸条件は、商工観光課で配布する募集案内をご覧ください。応募多数の場合は書類審査の上、決定します。※事前に申請書類の選考あり

▶**申し込み** 商工観光課で配布している申請書類一式に必要な事項を記入し、直接同課へ提出してください。

▶**問い合わせ** 同課産業振興担当(内線383)



地域福祉推進計画の 評価委員会委員を募集します

市では、令和2年3月に策定した「行田市地域福祉推進計画」の進行状況を確認・評価していただく行田市地域福祉推進計画評価委員会の委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住で、地域福祉に関心があり、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。

- (1) 応募日現在、既に本市の委員会などの委員の職にある方
- (2) 市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 委嘱した日から2年間

▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、応募理由(200字以内)を記入した書類(様式自由)を3月26日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市福祉課トータルサポート推進担当

▶**選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。

▶**問い合わせ** 同課トータルサポート推進担当(内線2805)